

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年3月2日

規則第2号

改正 令和3年12月28日 規則第1号

令和4年3月29日 規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和38年伊那中央行政組合条例第8号)第2条において準用する伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成18年伊那市条例第31号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) 第1号職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) 第2号職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 第2号職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 第1号職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

ただし、任命権者は、第1号職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第1号職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割り振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（休憩時間）

第6条 条例第3条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 任命権者は、組合長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成18年伊那市規則第24号。以下「勤務時間規則」という。）第5条で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条 条例第6条及び第7条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

（休日）

第9条 条例第8条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（休日の代休日）

第10条 任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手續等に

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第12条 会計年度任用職員の年次休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、任用の日から1月継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合、1週間の勤務日の日数が定められている会計年度任用職員にあつてはこの表の1週間の所定勤務日数（任用条件説明書で定められたものをいう。以下同じ。）の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつてはこの表の1年間の勤務日の日数の区分に応じて、表の右欄に掲げる継続勤務年数に対応した日数の休暇を付与するものとする。

1週間の所定 勤務日数	1年間の勤務日 の日数	継続勤務年数						
		0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年 以上
5日以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日	169日から216日 まで	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日から168日 まで	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日から120日 まで	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日から72日ま で	1	2	2	2	3	3	3

- 前項の継続勤務年数については、1の年度において、所定勤務時間の8割以上の出勤があつた月が6月以上ある場合を1年とみなす。
- 第1項の規定にかかわらず、1の年度における任期が6月以下である者に係る年次休暇の日数は、次の表の左欄に掲げる所定勤務日数に応じ、同表の右欄に掲げる任期に対応した日数の休暇を付与するものとする。この場合において、任期の満了により退職した後に、当該年度中にその者が再度任用されたとき又は任期が更新されたときは、当該任用又は更新よりも前の同一年度における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合の期間に対応した日数をその者の年次休暇の日数とする。

1週間の所定勤務 日数	任期				
	2月	3月	4月	5月	6月
5日	1	2	3	4	5

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

4日	0	1	1	2	3
3日	0	1	1	2	2
2日	0	0	0	1	1
1日	0	0	0	0	0

4 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、勤務時間規則第9条で定める日数を限度として、次の年度に繰り越すことができる。

5 年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。

6 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない第1号職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除した得た時間をいう。）をもって1日とする。

7 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（特別休暇）

第13条 会計年度任用職員に別表第1事由の欄に掲げる事由がある場合には、同表期間の欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 会計年度任用職員に別表第2事由の欄に掲げる事由がある場合には、同表期間の欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第2第4号及び第5号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第14条 条例第14条の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）の当該申出において、勤務時間規則第12条第4項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、条例第14条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第15条 条例第14条の2の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用があったならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第14条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(休暇の承認等)

第16条 特別休暇(別表第2第1号及び第2号の場合を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

(組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第17条 第11条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(その他の事項)

第18条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(年次休暇に関する経過措置)

2 この規則の施行日前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用によ

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

り採用された職員又は改正前の法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の年次休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年12月28日規則第1号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第5号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

事 由	期 間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

<p>(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>同上</p>
<p>(6) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）の親族（別表第2の死亡した者欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内において必要と認める期間</p>
<p>(7) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の組合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(8) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>(9) 女子の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>(10) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>組合長の定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、組合長が定める時間）の範囲内の期間</p>

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

<p>(11) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成18年伊那市条例第31号)第5条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、組合長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(12) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。</p>	<p>当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>
<p>(13) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>組合長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>(14) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通を制限され、又は遮断された場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(15) 夏季における会計年度任用職員の保養及び家庭生活の充実</p>	<p>7月1日から10月31日までの間において3日を超えない範囲内で必要と認める期間</p>

別表第2 (第13条関係)

事 由	期 間
<p>(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されてい</p>

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

	<p>る同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして組合長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、組合長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(3) 要介護者（条例第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の組合長の定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、組合長の定める時間）の範囲内の期間</p>

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

<p>6月以上継続勤務しているもの)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>(4) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(5) 女子の会計年度任用職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(6) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病（学校感染症を除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>1の年度において別表第4の定める期間</p>
<p>(8) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又</p>	<p>必要と認められる期間</p>

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
(9) 妊娠中又は出産後1年以内の女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(10) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

別表第3

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじやおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじやおばの配偶者	1日

第4編 伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

別表第4

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から72 日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考

- 1 1週間の勤務日の日数が定められている会計年度任用職員にあってはこの表の上段に掲げる日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあってはこの表の中段に掲げる日数の区分に応じて、それぞれこの表の下段に定める日数とする。
- 2 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。